

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 58)

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書		※整理番号
<div style="text-align: center;">  <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		<input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 代表者住所 <input type="checkbox"/> 事業種目
		(フリガナ) 法人名 〒 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 業
		(フリガナ) 法人名 〒 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 業
		整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
		※税務署処理欄
自平成 年 月 日 (連結) 事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したいので申請します。		
記		
資産、設備の種類	現によっている償却方法	現によっている償却方法を採用した年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
変と更す理由		
税理士署名押印	⑩	
※ 税務署処理欄	部門	備考

15.00改正

(法1312)

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 53)

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書		※整理番号
<div style="text-align: center;">  <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		<input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 代表者住所 <input type="checkbox"/> 事業種目
		(フリガナ) 法人名 〒 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 業
		(フリガナ) 法人名 〒 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 業
		整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
		※税務署処理欄
自平成 年 月 日 事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したいので申請します。		
記		
資産、設備の種類	現によっている償却方法	現によっている償却方法を採用した年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
変と更す理由		
税理士署名押印	⑩	
※ 税務署処理欄	部門	備考

14.07改正

(法1312)

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 58)

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に選定している減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第52条・第155条の6）  
 なお、償却方法の変更承認申請は、法人税法施行令第48条に規定する定率法、定額法及び生産高比例法の範囲で変更しようとする場合のほか、取替法若しくは特別な償却率による償却方法を定率法等に変更しようとする場合又は取替資産の定率法若しくは定額法による償却方法をいずれか他の償却方法に変更しようとする場合にも必要ですから注意してください。  
 (注) 鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この申請書のほかに「探掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。
- 2 この申請書は、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。  
 この場合、事業所別に償却方法を選定しているものにつき、その償却方法の変更を届け出るときには、事業所別に申請書を別葉に作成して提出してください。
- 3 減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに行うことになっていきますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。
- 4 各欄は、次により記入してください。  
 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。  
 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。  
 (3) 「資産、設備の種類」には、次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。  
 なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。  
 イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品）ごと。  
 (注) 平成10年4月1日以後に取得した建物の償却方法は、定額法に限定されています。  
 ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。  
 ハ 汚水処理の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。  
 ニ はい煙処理の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。  
 ホ 農業及び林業の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第七に規定する種類ごと。  
 ヘ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第八に規定する種類ごと。  
 ト 坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。  
 チ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。  
 (4) 「現よっている償却方法」には、現在採用している償却方法（償却方法の届出を行わなかった等のため、法定償却方法によることとされている減価償却資産については、その償却方法。以下同じ。）を記入してください。  
 (5) 「現よっている償却方法を採用した年月日」には、現在採用している償却方法を採用した事業年度の開始の日を記入してください。  
 (6) 「採用しようとする新たな償却方法」には、これから採用しようとする償却方法を記入してください。  
 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。  
 (8) 「※」欄は記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 53)

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、(追加)既に選定している減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合に使用してください。(追加)  
 なお、償却方法の変更承認申請は、法人税法施行令第48条に規定する定率法、定額法及び生産高比例法の範囲で変更しようとする場合のほか、取替法若しくは特別な償却率による償却方法を定率法等に変更しようとする場合又は取替資産の定率法若しくは定額法による償却方法をいずれか他の償却方法に変更しようとする場合にも必要ですから注意してください。  
 (注) 鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この申請書のほかに「探掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。
- 2 この申請書は、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。  
 この場合、事業所別に償却方法を選定しているものにつき、その償却方法の変更を届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。
- 3 減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに行うことになっていきますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。
- 4 各欄は、次により記入してください。  
(新設)  
(新設)  
 (1) 「資産、設備の種類」には、次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。  
 なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。  
 イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品）ごと。  
 (注) 平成10年4月1日以後に取得した建物の償却方法は、定額法に限定されています。  
 ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。  
 ハ 汚水処理の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。  
 ニ はい煙処理の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。  
 ホ 農業及び林業の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第七に規定する種類ごと。  
 ヘ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第八に規定する種類ごと。  
 ト 坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。  
 チ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。  
 (2) 「現よっている償却方法」には、現在採用している償却方法（償却方法の届出を行わなかった等のため、法定償却方法によることとされている減価償却資産については、その償却方法。以下同じ。）を記入してください。  
 (3) 「現よっている償却方法を採用した年月日」には、現在採用している償却方法を採用した事業年度の開始の日を記入してください。  
 (4) 「採用しようとする新たな償却方法」には、これから採用しようとする償却方法を記入してください。  
 (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。  
 (6) 「※」欄は記載しないでください。